

分限免職は、国家公務員法や 人事院規則を無視し不当だ!

東海

No.3107

15. 6. 5

国土交通労働組合
東海建設支部
教育宣伝部

裁判所は
公正な判断を!

五月十一日、社会保険庁不当解雇撤回第八回口頭弁論傍聴支援行動が行われ、東海建設支部・各分会から四名が参加し、裁判を傍聴しました。

現場の職員に責任を 押し付けた不当なもの

由に浮いた年金問題や現役閣僚の年金保険料未納が大問題となる中で、二〇〇九年十二月末の社会保険庁廃止に伴い、政府・厚生労働省は、社会保険庁職員五二五名の分限免職(民間の整理解雇)処分を国家公務員法や人事院規則を無視し不当に強行しました。



裁判所前支援行動

が二千万件以上も残っています。この分限免職処分は、国家公務員の身分保障・平等取り扱い原則に違反しているばかりではなく、社会保険庁が起こしたさまざま不祥事に対して、本来責任を取るべき社会保険庁や厚生労働省の幹部職員を不問にし、年金制度の信頼回復の名のもとに、現場の職員に責任を押し付けた不当なものであり、早急に取り消されるべきものです。

全厚生労働組合員二五名は全国の六地方裁判所(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、愛媛)に提訴し、闘いを継続しています。この不当な分限免職処分の取消を求め、愛知の当事者のうち女性二名が二〇一四年二月五日、名古屋地方裁判所に提訴しました。裁判所に先立ち、不当な分限免職処分の取消を求め、七一名が人事院に対し

て不服申立を行い、二〇一三年に全ての当事者に対して判定が出ています。人事院公平審理の判定では、厚生労働省が相当数の新規採用を行って入れていること、他府省の受け入れが九人にとどまっていること、残務処理の一人三人の暫定要員を活用しなかったこと、解雇回避努力の取り組み開始時期が遅かったことなどから、社会保険庁と厚生労働省の解雇回避努力の不十分さを指摘し、解雇回避努力が不十分なまま行われた分限免職は裁量権の濫用として二五名の分限免職処分を取り消しています。しかし、原告の二名を含む四六名について、厚生労働省での受入枠の拡大は限定的として厚生労働省への転任面接の評価結果などから不当にも処分を承認しています。社会保険庁や厚生労働省による解雇回避努力の不十分さに違いはありません。

原告の中には、育児休業期間中に分限免職処分された方もみえ、大幅に収入が減るなど今回の首切りは当事者の生活を破壊した本当にひどいものです。

「年金制度の信頼回復」の名の下に現場の職員への「年金記録問題」の責任を押し付け、生贄として政府が解雇者を作り出したこの分限免職処分は、早急に取り消されるべきものです。裁判所には、公正・公平な立場で判断するように要請します。

業務に精通した職員を大量に解雇を行った結果、新たに発足した年金機構では、経験不足による間違えや業務の遅れが多発しています。こうした対応は「安心できる年金」を求める国民の願いにも逆行するものです。雇用を守るべき責任を負う厚生労働省が、道理のない解雇を行ったことは断じて許せません。

(裏面に続く)

第3回中央労働学校の開催について

国交労組では、「学習教育要綱」にもとづいて、第3回中央労働学校を下記日程で開催します。

講義内容は、労働基本権制約の現状や、公務労組の果たすべき役割、JR北海道の現状、戦争法制などを予定しています。

参加を希望される方は、分会役員まで

日時：7月4日(土)13:30~6日(月)12時

場所：札幌市内

費用：全日参加のみ旅費・日当を支給

社保庁不当解雇撤回裁判闘争 全員の職場復帰を勝ち取るう!

職場から、多くの署名を
裁判所へ構成判決求め

五月十一日、社会保険庁
不当解雇撤回第八回口頭弁
論に先立ち署名提出行動が
行われ、一万筆の署名を裁
判所へ提出しました。その
後、裁判所前では、支援者
が集まり、東海建設支部も
加わりました。

口頭弁論は回を重ねる毎
に傍聴者が増えたこともあ
って、第四回からは大法廷
で行われるようになり、傍
聴人数からも裁判に対する
関心の高さは明らかです。
開廷後、「原告ら準備書
面」の要旨説明が弁護団か
ら行われました。

報告集会では、闘争団あ
いさつに引き続き、弁護団
から報告が行われました。
免職を回避する義務は政府



裁判の解説をする弁護団

にあることや、特別権力関
係説、被告の時効が三年と
主張していることに対し
て、民間と区別する必要は
なく、時効は十年であるこ
となどの解説が行われまし
た。また、被告の新規採用
が年齢構成のため必要だっ
たなどについて、学者など
の意見を充実していき裁判
を勝ち取っていくことを確
認しました。

不当判決の京都事案へ 判決乗り越え高裁へ

また、国公労連中執の中
本さん(京都事案当事者)か
らは、京都事案の大阪地方
裁判所の内容について、「三
月二五日の不当判決を受け
て全員が控訴した。向こう
側の学者も含めてあたる。
大臣にも回避義務があった
とされる。労働者に向かっ
た運動をしていく」などと
報告がありました。

今後も口頭弁論へ 多くの仲間の傍聴を

原告の二人から近況の報
告があり、団結ガンパロウ
で報告集会を終えました。
社保庁不当解雇撤回で闘
う仲間の名古屋地裁で行わ
れる口頭弁論は今後も大法
廷での開催を予定していま
す。多くの仲間が裁判を傍

裁判傍聴のお願い 第9回口頭弁論
2015年7月8日(水) 13時30分から
名古屋地方裁判所 大法廷
(20分前から裁判所前行動を行います)

聴し、裁判官へ多くの市民
が注目している裁判である
ことを示すことが重要で
す。

名古屋市内・桑名・北勢
・岐阜・多治見・岐阜国分

会では、多くの仲間に裁判
傍聴を訴え、傍聴者の組織
をお願いします。

また、他の分会では、裁
判所への要請署名の取り組
みをお願いします。